

ふるさと納税活用！



令和6年5月28日  
京都市子ども若者はぐくみ局  
〔はぐくみ創造推進室〕  
電話：075-251-8993

## 令和6年度 京都市はぐくみ未来応援事業 「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」助成対象団体の募集

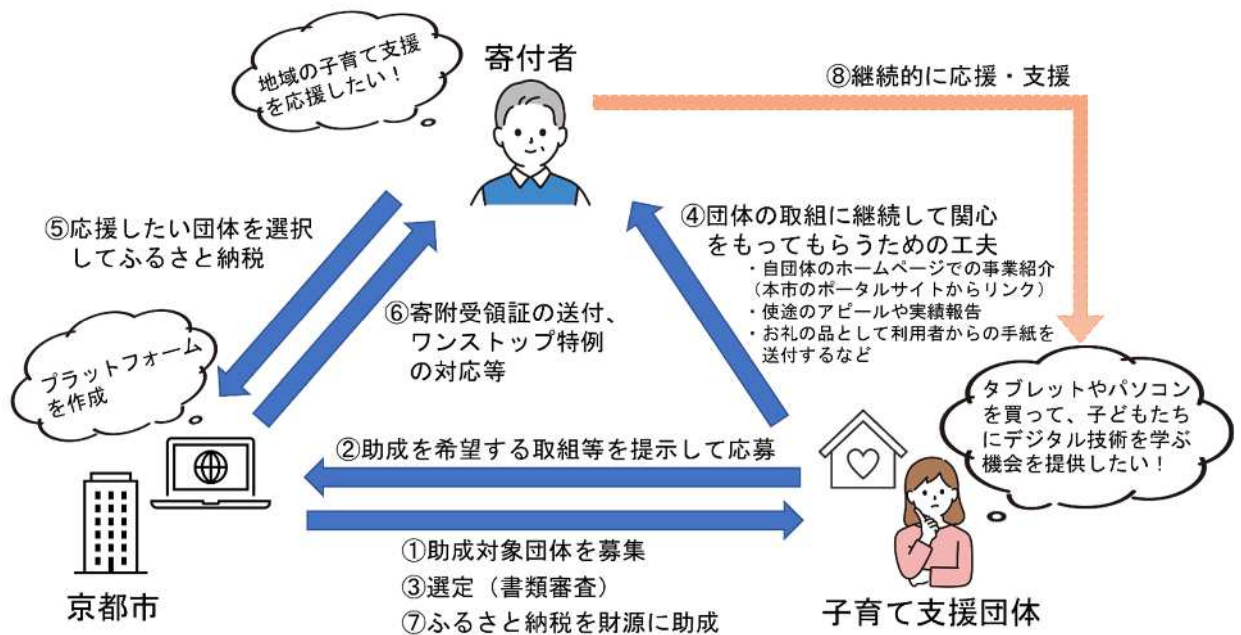
京都市では、地域の子育て支援の充実を図るため、京都市はぐくみ未来応援事業（※別紙参照）に、子育て支援団体がふるさと納税の枠組みを活用して寄付を集められる「地域の子育て支援応援型～きょうはぐふぁんど」を実施しています。

この度、地域学童クラブ事業、子どもの居場所づくり事業、子育て世帯への食品配送事業の実施団体を対象とし、当制度の活用を希望する団体を募集します。

### 1 事業の仕組み

- (1) 特色ある取組等に必要な費用の助成を希望する市内の子育て支援団体を募集し、助成対象団体を本市が選定します。
- (2) 選定された子育て支援団体（助成を受ける主体）が自ら積極的に発信し、寄付を募っていただきます。
- (3) 助成の額は、寄付先として当該団体を選択して本市へ寄付された金額の8割9分を上限とします。

（参考）実施イメージ



## 2 実施概要

京都市内で子育てを支援する取組を実施する団体を対象とします。詳細は以下及び京都市情報館掲載の実施要綱及び助成金交付要綱を参照してください。

### (1) 助成対象団体の募集期間及び方法

#### ア 募集期間

令和6年6月3日（月）～6月21日（金）

※応募団体が少ない場合は二次募集を行う場合があります。

#### イ 応募方法

「5 問合せ・申込先」に事前連絡のうえ、電子申請フォームから応募。困難な場合は郵送でも可。

○電子申請フォーム：京都市情報館からアクセス

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000326713.html>

○郵送先：「5 問合せ・申込先」を参照

### (2) 助成対象団体

以下の要件に該当するかどうかを審査のうえ、選定します。

※希望団体の数が多い場合は、年間10団体程度を選定します。

ア 京都市内で地域の子育てを支援する取組を実施している次のいずれかに該当する団体（本部、支部、事業所等のいずれかが京都市内にあるものに限る。ただし、団体の規約等がないものを除く。）であること。

① 「京都市地域学童クラブ事業補助要綱」に基づく補助金の交付を受けている団体

② 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」の補助要件を満たす団体

③ 子育て世帯への食品配送事業を実施している団体

イ 地域の子育てを支援する取組について、1年以上の実績があること。

ウ 過去3年間に京都市から行政処分を受けていないこと。

エ 京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に掲げる参加停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。

オ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

カ 助成を希望する取組が、京都市の児童又は青少年の健全な育成を目的とするものであって、特定又は少数の者のみの利益に寄与するものでないこと。

キ 助成が地域の子育て支援の推進のため必要であり、これにより私的な利益を得るものでないこと。

ク 自らの特色ある取組等に必要な費用についての助成を希望し、自ら積極的に寄付の募集や寄付者への報告等を行っていただけること。

### (3) 対象経費

助成事業年度に子育て支援団体が実施した特色ある取組等に必要な経費  
ただし、公的な資金の用途として不適切な経費については対象外とします。

### (4) 助成額等

寄付額の8割9分の額の範囲内で取組に要した額を助成します。

※ ただし、最低基準額を下回った場合、本事業に関し不正があった場合、団体が実施する事業等において行政処分を受けた場合、助成を希望する取組をしないことになった場合、団体が受け取りを辞退した場合等は、全額を子ども若者はぐくみ事業基金として積み立て、本市の子育て施策のために活用することとします。

※ 助成の交付を受けるためには、助成事業実施年度の3月1日までに交付申請兼実績報告が必要です。

## 3 寄付の募集 ※詳細は後日、改めてお知らせします。

### (1) 寄付募集期間

令和6年8月1日（木）～令和7年3月31日（月）（予定）

### (2) 寄付募集方法

- 寄付者は、子育て支援団体のホームページ等を参照のうえ、今後決定する寄付対象団体から団体を選択して支援いただきます。
- 事業趣旨から、返礼品は設けておりません。
- なお、寄付金額に応じて、寄付をいただいた方の所得税・住民税から一部が軽減（控除）されます。また、本社が市外の企業の方からの寄付については、企業版ふるさと納税として、寄付額の最大9割に相当する法人関係税が軽減されます。

## 4 その他

- 既存の「京都市ふるさと納税寄付金」（行財政局総務課所管）においても子育て分野の寄付区分（子育て・すこやか・動物愛護のまちづくり）を設けております。個別の団体を選択されない場合は、引き続きこちらでの寄付をお願いします。
- 実績等を踏まえ、今後の事業スキームや対象団体等を見直す場合があります。

## 5 問合せ・申込先

所管団体	問合せ・申込み先
「京都市地域学童クラブ事業補助要綱」に基づく補助金の交付を受けている団体	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課 TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階
「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」の補助要件を満たす団体	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL：075-746-7625 FAX：075-251-1133 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階
子育て世帯への食品配送事業を実施している団体	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL：075-746-7625 FAX：075-251-1133 〒604-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階

※その他本制度の趣旨等に関すること

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町 552 明治安田生命京都ビル 4階

TEL：075-251-8993

FAX：075-251-1616